

東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻同窓会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻同窓会「馬車道会」と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、映像に関する創造・研究活動を行うとともに東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本会の事務所は、神奈川県横浜市中区本町4-44、東京藝術大学大学院映像研究科内に置く。

第4条（活動）

本会は第2条の目的達成のため下記の事項を行う。

- 会員相互の連絡、会員名簿、会報の発行、関連ウェブサイトの維持管理
- 映像制作、研究会、講演会および会合の開催
- 東京藝術大学大学院映像研究科の活動への支援
- その他本会の目的達成上必要となる事項

第2章 会員

第5条（会員）

1. （通常会員）本会は東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻修士課程を修了した者を通常会員とする。
2. （功労会員）上記課程に在籍した者及びその他会長が推薦する者で、会員三名以上の推薦と第20条に記載する幹事会において適当と認められた者は功労会員になることができる。
3. （特別会員）東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻の教職員および教職員経験者を以って特別会員とする。
4. （準会員）東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻の在校生を以って準会員とする。

第6条（除名）

1. 会員が次の各号に該当する場、会長から当該会員に対して警告を行う。警告に対して誠意をもった対応が取られなかった場合、会長は役員会及び幹事会の議決を経て、会員を除名することができる。

- ア) 会の名誉を毀損する行為、会の正常な運営を妨げる行為を行ったとき
 - イ) 会員の名誉を毀損する行為、会員に迷惑をかける行為を行ったとき
2. 会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該幹事会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、幹事会において弁明する機会を与えなければならない。

第7条（退会）

会員より退会を依頼された場合、会長は退会を認めることができる。また、退会した会員より再入会の要望があった場合、会長は入会を許可する事ができる。

第3章 役員

第8条（役員）

本会に、以下の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 4名以内。但し、うち1名は「会計担当副会長」とし、東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻の教職員の職にある同窓会会員が務める。
3. 会計監事 1名

第9条（名誉会長）

本会に名誉会長1名を置くことができる。

第10条（幹事）

幹事会を構成する幹事は、その所属する各年度会員より1名以上2名以下を互選されるものとする。幹事は年度会員を代表して会務を行う。

第11条（会長）

会長は幹事会において選出する。会長は幹事会を開催し主催するとともに会務を統括する。

第12条（副会長）

副会長は幹事会において選出する。副会長は会長を補佐し必要な場合これを代行する。

第13条（役員任期）

役員任期は2年とする。但し、重任をさまたげない。

第14条（地方支部）

本会の運営を円滑にするため、地方支部を設けて支部幹事を置くことができる。但しその設置にあたっては、第20条に記載する幹事会の承認を要する。

第4章 会議

第15条（会議）

本会の会議は、総会、幹事会、役員会とする。

第16条（会議の招集）

総会・幹事会・役員会はすべて会長がこれを招集する。

第17条（総会議決数）

総会は全通常会員を以って組織される。総会は委任状を含む当該年度会費納入者数の10分の1以上の出席を要し、その決議には出席者の過半数の賛成を要する。

第18条（総会）

本会は原則として年1回以上の総会を開催する。

第19条（幹事会議決数）

幹事会は各年度に選任された幹事を以って開催される。幹事会は委任状を含む全幹事の3分の1以上の出席をもって定足数とする。その決議には出席者の過半数の賛成を要する。代理人をたてる場合には委任状を要する。

第20条（幹事会）

幹事会は本会の中核機関にして、会務の重要事項の協議決定ならびにその執行を行う。

第21条（役員会）

役員会は第8条に定める役員で構成し、本会重要事項の協議ならびにその執行を行なう。また、会務執行上必要と思われる委員会の設置を決議する。

第22条（各委員会）

各委員会は会長が役員および会員の中からその委員を任命する。

第5章 顧問

第23条（顧問）

本会に顧問若干名を置く。顧問は、幹事会が推薦し、会長の委嘱したものとする。

第6章 会計

第24条（経費）

本会の経費は別に定める会員の会費及び寄付金などを以ってこれにあてる。

第25条（運用経費）

前条の経費には第4章で定めた会議の運営費の他に、同窓会開催費用、名簿印刷費、発行費用、その他必要な印刷物の配布費用および関連ウェブサイト維持管理費等を含む。

第 26 条（年度）

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より当年 12 月 31 日に至る 1 年間とする。

第 27 条（会計）

会計は幹事会がこれを管理し、副会長の中から会計担当副会長 1 名を互選する。

第 28 条（会計報告）

会計担当副会長は、毎年会計年度後に開かれる最初の総会に於いて会計報告をなし、その承認を得なければならない。併せて、会計監事は、同総会に於いて会計監査の結果をもとに会計処理の適正性を報告しなければならない。

第 7 章 付則

第 29 条（規約改正）

本会規約の改正は総会において出席者の過半数の賛成を要する。

第 30 条（細則）

会務に必要な細則は別に定める。

第 31 条（施行）

この改正規約は 2014 年 1 月 1 日より効力を発生する。

東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻同窓会会計細則

第1条

東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻同窓会「馬車道会」規約(以下「同窓会規約」と称す)に基づき会務に必要な会計細則を以下の通り定める。

第2条 (入会金)

入会金は、これを徴収しないものとする。

第3条 (会費)

準会員となった時点で、終身会費として20,000円を支払うものとする。その内訳は、会の維持費として10,000円、在校生研究支援資金として10,000円とする。そのため通常会員のうち、東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻1期～7期生、及び準会員のうち、東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻8期生は、在校生研究支援資金の10,000円については免除する。

第4条 (会計の引継ぎ)

会計担当副会長は、選任後速やかに前年度の会計担当副会長より事務の引継ぎを受ける事とする。東京藝術大学大学院映像研究科映画専攻内の同窓会事務局にて会計処理業務等を含む同窓会事務を補助する者(以下「同窓会事務担当者」と称す)があるときは、この者も引継ぎに立ち会う事とする。

第5条 (予算の作成)

会計担当副会長は役員会と協力して予算を作成し、幹事会に於いて承認を受けるものとする。

第6条 (会計事務)

同窓会の出入金管理事務は、会計担当副会長がこれを行う。但し、同窓会事務担当者があるときは、その者がこの事務を代行することを妨げない。会計担当副会長は、同窓会事務担当者の会計事務を管理する事とし、その代行させた事務に係る一切の責を負う。

第7条 (会計報告)

会計担当副会長は毎年会計年度後に開かれる最初の総会に於いて貸借対照表、損益計算書(以下「計算書類」という)を提示して会計報告を行い、同窓会規約の定めるところにより承認をうける事とする。会計担当副会長は、会計報告に先立ち、会計監事に当該年度の会計監査を依頼しなければならない。

第8条 (会計監査)

会計監事は、会計担当副会長の依頼に基づき、当該年度の会計処理ならびに計算書類の記載に不備が無いかどうかを監査する事とする。会計監事は、監査結果を当該会計年度終了後、最初に開かれる総会の前までに会長に書面にて報告するとともに、その監査結果を同

総会にて報告するものとする。また会計監事は、会計処理に疑義があると判断した場合には、適宜、会計担当副会長及び同窓会事務担当者を調査することができることとし、調査結果は書面にて役員会に報告しなければならない。役員会は、その報告内容を評価し、必要がある場合には適切な対応を採らねばならない。

第 9 条（改正）

本細則の改正は、幹事会において出席者の過半数の賛成を要するものとする。

第 10 条（施行日）

本細則は 2014 年 1 月 1 日より効力を発生する。